

宮崎県強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱

1 目的

自傷、他害行為など危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じている強度行動障害者に対し、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことができる人材及び適切な支援計画を作成することが可能な人材の育成を行う。

2 実施主体

宮崎県又は宮崎県が指定する事業者とする。

3 研修の内容

(1) 受講対象者

ア基礎研修

原則として、宮崎県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

イ実践研修

基礎研修を修了した者のうち、原則として、宮崎県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

(2) 研修時間

ア基礎研修 12時間

イ実践研修 12時間

(3) カリキュラム

別紙1「強度行動障害支援者養成研修カリキュラム」のとおり。

4 研修の方法

研修は、講義及び演習により行うものとする。

5 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない。

6 修了期間

各課程の研修期間については、次のとおりとする。

- (1) 基礎研修の修了認定のための履修期間は、1か月以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合については、2か月以内とする。
- (2) 実践研修の修了認定のための履修期間は、2か月以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合については、4か月以内とする。

7 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別紙2による修了証書を交付するものとする。

8 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証書を交付する者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 知事は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

10 事業者の指定

知事は、宮崎県内において、強度行動障害支援者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（障発 0803 第1号。以下「運営要領」という。）による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、宮崎県知事から当該研修を修了したものとして修了証

書の交付を受けた者は、この運営要領による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、宮崎県知事から修了証書の交付を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	6.5		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解	支援の基本的考え方
			強度行動障害の状態
			行動障害が起きる理由
			障害特性の理解
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止 家族の気持ち／実践報告
		③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援
		④チームプレイの基本	チームプレイの必要性
		⑤実践報告	児童期及び成人期における支援の実際
II 演習	5.5		
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順書に基づく支援の体験
		③強度行動障害の理解	困っていることの体験
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応
合計	12		

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法
			障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成
			記録の方法
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の分析と支援手順書の修正
			④関係機関との連携
4 危機対応と虐待防止	1		
合計	12		

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が宮崎県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを証します。

令和 年 月 日

(指定された事業者名)

代表 ○○ ○○

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が宮崎県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを証します。

令和 年 月 日

(指定された事業者名)

代表 ○○ ○○